

～鯖江の下水道、これからの事業運営は大丈夫？～

今回の使用料値上げは、今後4年間の経営見込みを基にしています

シリーズ



知りたい!!

鯖江の下水道について

最終回

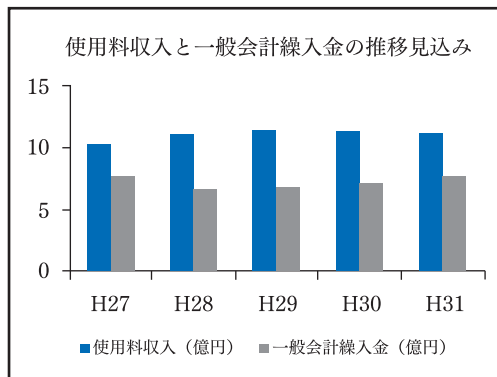
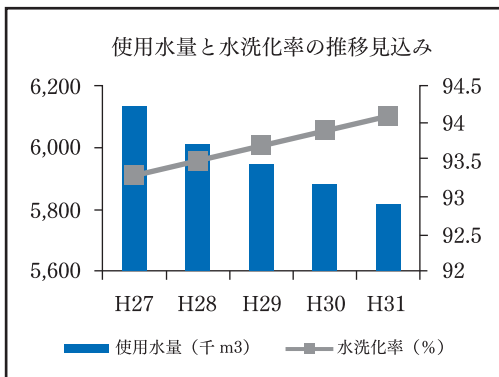
【問合先】
上下水道課
☎53-2237

Q: 下水道使用料の収入はなるの？

今後も積極的な普及活動を行い、水洗化率(下水道接続率)は向上する見込みですが、企業など大口使用者の経営改善や節水器具の普及などから、使用水量の増加は見込めない状況です。

Q: 今後の下水道事業の運営は大丈夫？

今回の使用料の改定によって、今後数年間は現在の経営状況を維持できそうです。しかし、今後も事業の改善等を進めながら、定期的に使用料の見直しを行っていく必要があります。一般会計に大きく依存している現状を少しでも改善し、下水道事業を安定して運営していくために、皆様のご理解をよろしくお願いします。



まだ接続されていない人は、下水道への早期接続をお願いします。

農地中間管理事業をご利用ください!

離農する人に対して交付される「経営転換協力金」は、この事業を利用することが条件となります。
近い将来、離農を考えている人は、お早めに農業公社グリーンさばえ(☎53-2234)にご相談ください!

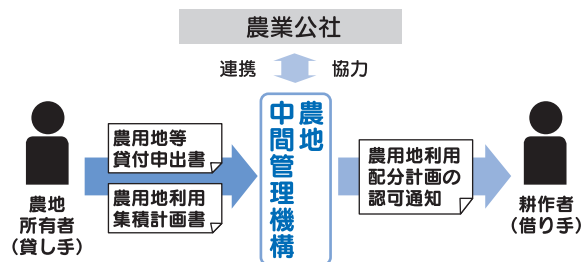
公益財団法人農業公社グリーンさばえは、福井県農地中間管理機構の窓口となり、地主から農地を借受し、担い手農業者等に貸し付けることで、農地利用の集積を進めています。農地を貸し出すことに不安のある地主と規模拡大と面的集積を考える農業者の間に入り、地主が安心して農地を担い手に貸し出せるように努めています。

公社を窓口としての農地の貸借手続き

農地所有者 → 農業公社 → 中間管理機構
「農用地等貸付申出書」、「農用地利用集積計画書」
各1部を提出

↓
中間管理機構 → 県
「農用地利用配分計画書」1部を提出
県：農用地利用配分計画の認可・県報での告示

※集落営農組織への集積についてはご相談ください。



『機構集積協力金』について

◆経営転換協力金 (経営転換・リタイヤする場合の支援)

- 1 交付対象者
機構に貸し付けることにより、
・経営転換する農業者
・リタイヤする農業者
・農地の相続人
- 2 交付要件
・全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ農地が機構から受け手に貸し付けられていること。

◆地域集積協力金 (地域に対する支援)

- 1 交付対象
市内の「地域(集落)」
- 2 交付要件
「地域(集落)内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること。
(任意組織へは貸し付けできません。)

【問合先】(公財)農業公社グリーンさばえ
農林政策課内 ☎53-2234